

施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

議 事 録

日 時：2022年3月18日（金）午後3時開会
場 所：オンライン開催（Zoom使用）

1. 開 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 皆様、本日は、年度末のお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻を過ぎましたので、ただいまから、（仮称）施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めます事務局の保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。よろしくお願いいたします。

この部会は、昨年12月の第12期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置されました、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に関する検討を行う部会でございます。

本日は、第1回目の部会ということで、今期の部会の方向性などを議論していただきたいと考えております。

委員の皆様には、ぜひ活発な意見交換を行っていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、現時点では、部会委員の皆様11名のうち、1名が未着になっております。

年度末のお忙しい中、本当にありがとうございます。

それでは、最初の部会でございますので、ご出席の委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

次第の裏面をご覧ください。

こちらの名簿順に事務局からお名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

また、会場にお越しただいております委員におかれましては、着座のままご挨拶をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、ご紹介に移らせていただきます。

オンラインでご参加の札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

○浅香委員 浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海学園大学工学部教授の石橋委員でございます。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科で教員を務めております石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの札幌地区退職者連合会長の風間委員でございます。

○風間委員 風間です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

- 長江委員 長江です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの札幌地区バス協会事務局次長の野川委員でございます。
- 野川委員 札幌地区バス協会の野川と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海道医療大学看護福祉学部准教授の橋本委員でございます。
- 橋本委員 北海道医療大学の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海道建築士会札幌支部理事の東委員でございます。
- 東委員 東です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷委員でございます。
- 菱谷委員 札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の公募委員の増田委員は、まだこちらにいらしていませんので、また後ほどとさせていただきます。
- オンラインでご参加の公募委員の宮崎委員でございます。
- 宮崎委員 宮崎です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の公募委員の守谷委員でございます。
- 守谷委員 守谷です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。
- したがいまして、出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項に準ずる同第14条第3項により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。
- 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。
- 事業計画担当係長の干場です。
- 事務局（干場事業計画担当係長） よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 事業計画担当の小林です。
- 事務局（小林事業計画担当） 小林です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 後ほどですが、同じ事業計画担当の木内も参加させていただきます。
- 事務局は、以上になります。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

- 事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、最初の議題に入ります。

今回の会議は、最初の部会でございますので、部会長、副部会長を決める必要がございます。

部会長、副部会長が決まるまで、しばらくの間、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第15条第3項に基づきまして、委員の皆様方の互選により、部会長を選出したいと思います。

部会長につきまして、立候補される方、または、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

浅香委員、よろしくお願いいたします。

○浅香委員 建築を専門とする学識経験者であり、また、親組織の札幌市福祉のまちづくり推進会議の会長を前期からされており、福祉に対しましても大変造詣の深い石橋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ただいま、浅香委員から部会長に石橋委員を推薦するという意見がございました。

ほかに、意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、石橋委員、部会長にご就任いただくということによろしいでしょうか。

○石橋委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） では、部会長を石橋委員にお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。オンラインの方もお手数ですが、会場の方に見えるようにお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。

副部会長につきましては、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定はございませんが、部会長を補佐するために、これまで副部会長を置いておりましたことから、今回も当部会に副部会長を置くこととし、部会長と同様、互選によって選出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 副部会長に立候補、または、ご推薦の方はいらっしゃいますでしょうか。

石橋部会長、お願いします。

○石橋部会長 建築士でありまして、バリアフリーに配慮した施設整備に関する造詣が非常に深い東委員にぜひ副部会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ただいま、石橋部会長から副部会長に東委員を推薦するという意見がございました。

ほかに、意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(笹谷企画調整担当課長) それでは、東委員、副部長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○東委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(笹谷企画調整担当課長) 副部長を東委員にお願いすることを承認される方は、再び拍手をお願いいたします。

(「異議なし」と発言する者あり) (拍手)

○事務局(笹谷企画調整担当課長) ありがとうございます。

それでは、部長、副部長に、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

まずは、石橋部長、お願いいたします。

○石橋部長 ただいまご推薦をいただきまして、本部長を務めさせていただくことになりました北海学園大学の石橋と申します。

後でご説明いただくことになると思いますけれども、今期は施設整備のマニュアルを改訂するという重要なミッションをいただいております。

誰もが使いやすい施設の整備にあたりましては、建物の計画設計者や所有者の方、管理者の方は、バリアフリーについて、理解して意識する必要があるかと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、現在のマニュアルは策定してから少し時間がたっておりまして、その後、親部会の推進会議や各方面の皆様から多様なご意見をいただいております。そういったものを踏まえまして、より分かりやすいマニュアルへリニューアル、改訂をするといったところが大きなミッションになるかと思っております。

皆様とともに、非常に活発なご意見や検討を進めて、よりよいものにしたいと思っておりますので、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局(笹谷企画調整担当課長) 続きまして、東副部長、よろしくお願いいたします。

○東副部長 北海道建築士会札幌支部の東道尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、第8期からこちらの会議に参加させていただいておりまして、今までは主にバリアフリーチェックの活動に携わってきました。

今期の新しい部会でも、ぜひ皆さんと一緒に、よりよい会議となるように努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(笹谷企画調整担当課長) ありがとうございます。

それでは、以降の会議の進行につきましては、石橋部長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石橋部長 そうしましたら、バトンタッチいただきましたので、私から本日の議題を進めさせていただきたいと思っております。

事務局からもご案内がございましたけれども、ご発言の際には、発言者、内容が分かるように、なるべくゆっくりお話ししていただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

お手元の次第の3、議題をご覧ください。

(2) 部会の名称についてとございます。

12月に開催された第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議におきまして、名称と審議内容については、事務局で考えていただいた案や、委員の皆様から出していただいたご意見を踏まえて、各部会で決定することになっております。

先ほど、事務局からのご説明もありましたけれども、今のところ、仮称となっておりますので、まず、この部会の名称を決めたいと思います。

事務局から、ご説明、ご提案をよろしくお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 事務局からは、部会の活動内容が端的に分かるような名称がよろしいのではないかとということで、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会という名称を提案させていただきます。

事務局案は、以上になります。

○石橋部会長 ただいま、事務局からご提案がございましたけれども、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、事務局案どおり、部会の名称は、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会としたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ご提案どおり、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会という名称にしたいと思います。

続きまして、議題の(3)に進めさせていただきたいと思います。

今期の活動内容についてお話を進めたいと思います。

この部会の所属のお知らせの際に、事務局から皆様方に、施設整備マニュアルの写しというちょっと分厚いものがお手元に届いていると思います。

マニュアルを初めて見られた方は、非常に分厚いものですし、この冊子がどのようなものなのか、なかなか理解がしづらい方もいらっしゃるかと思いますので、この活動内容の検討に入る前に、まず、事務局から簡単に施設整備マニュアルの概要についてご説明していただきたいと思います。

そうしましたら、事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 事務局より施設整備マニュアルについてご説明いたします。

最初に、資料1によりバリアフリーに配慮された整備の基準について、関係法令から簡単にご説明させていただいた後、資料2によりマニュアルの概要をご説明いたします。

それでは、資料1「札幌市福祉のまちづくり条例と関係法令について」をご覧ください。

まず、国では、バリアフリー法という法律を定めております。バリアフリー法は通称名で、正式名称は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と言います。

沿革の欄にございますとおり、このバリアフリー法というものは、もともと存在していた建築物と交通経路のバリアフリー化に関する2本の法律、ハートビル法と交通バリアフリー法が平成18年に統合され、制定されたものになります。

この法律は、一定規模以上の建築物に対しては、基準を守らないと建てられないといった強制力があり、全ての都道府県市町村で適用されるものになっています。

一方、札幌市福祉のまちづくり条例は、昭和56年施行の札幌市福祉の街づくり環境整備要綱が前身となります。

この要綱は、市民が利用する札幌市内の公共的施設の整備指針となるものでした。その後、バリアフリー化のための国の法整備が進む中で、ソフト面の施策も視野に入れた福祉のまちづくりを総合的に進める必要性が高まりまして、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例が制定されました。

この条例は、バリアフリー法と違いまして、強制力を持つものではございません。

なお、北海道では、札幌市と同じような時期に北海道福祉のまちづくり条例を定めていますが、札幌市には独自の地方条例がありますので、札幌市内の施設については、北海道の条例は適用されないことになっています。

こうした法律や条例に基づく整備基準を分かりやすく解説したり、建築に当たって必要な情報をまとめたりしたものがこのマニュアルになります。

後ほど、資料2でご説明いたしますが、国では、建築設計標準というガイドラインを作成しておりまして、直近では令和3年3月に改正しています。

札幌市と北海道においては、それぞれ施設整備マニュアルという名称で、条例改正の直後に策定されています。

次に、表の真ん中、義務と書かれた欄をご覧ください。

バリアフリー法や、札幌市、北海道の条例の整備基準ですが、着目すべき点は課せられている義務の違いになります。

バリアフリー法は、図の赤い点線枠で囲われた部分について、基準を守らないと建てられないといった適合義務を課しています。

不特定多数の方や、高齢の方、障がいのある方が利用する建築物をバリアフリー法上では特別特定建築物と言いまして、これは図のBの部分になりますが、このうち、赤い点線枠の2,000平米以上の建築物が、法律上、適合義務の対象となっております。

それ以外の比較的小規模な建築物や、共同住宅などの特定多数の人が利用する建築物、つまりAの部分になりますけれども、こちらは、基準を守るように努めてくださいという、

すなわち努力義務になっております。

北海道の条例で言いますと、一番外側の青い点線枠で囲ってある部分を全て努力義務としております。努力義務は、字のとおり、守るように努めてくださいというものです。

札幌市の条例はどうかと言いますと、青い点線で囲ってある部分は全て遵守義務としております。遵守義務とは必ず守ってくださいという意味ですが、一方で、罰則の規定がありませんので、国の適合義務のように、守らないと建てられないといった強制力はありません。

義務の種類の違いは、それぞれの整備基準にも表れています。表の下になりますけれども、バリアフリー法は、繰り返しとなりますが、守らないと建てられないという適合義務を課していますので、基準自体は最低限のものになっています。直接外部につながる出入口を例に取りますと、80センチメートルという基準です。

お手元に施設整備マニュアルの写しがあれば、6ページ、7ページをご覧いただきたいのですが、ここには基準となる幅や広さなど、基本的な考え方が記載されています。

車椅子の基本寸法はJIS規格で定められているのですが、手動の車椅子の幅は大体70センチメートルで、車椅子を動かそうとするときは最低78センチメートルが必要とされています。

マニュアルの7ページの(2)車いす使用者の動作方法の通過寸法をご覧いただくと分かりやすいと思いますが、国の80センチメートルという基準は、車椅子使用者が通ることができる寸法になります。

対しまして、北海道は、通路幅を120センチメートルとしています。これは、車椅子使用者と横向きの人がすれ違うことのできる寸法になります。施設の大きさにかかわらず、多くの人々が利用する施設に対する基準ですが、努力義務であることから、理想的な望ましい基準が採用されております。

ちなみに、札幌市では、国と北海道の間くらい、90センチメートルを遵守義務としています。これは、車椅子使用者が通りやすいとされている寸法になります。

続きまして、資料2、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの概要等についてご説明いたします。

まず、一つ目、施設整理マニュアルと札幌市福祉のまちづくり条例、条例施行規則の関係性についてご説明いたします。

先ほど、法律や条例に基づく整備基準を分かりやすく解説したものがマニュアルですと申し上げましたが、ここではもう少し詳しくお話ししたいと思います。

まず、札幌市福祉のまちづくり条例は、四つの章で構成されています。

第1章の総則では、条例の目的や、市民、事業者、行政それぞれが取り組まなければならない責務がうたわれています。

第2章は、基本的施策、福祉のまちづくりを推進するための具体的な取組、例えば、教育の充実や行政の財政上の措置などが定められています。

一つ飛びまして、第4章では、この札幌市福祉のまちづくり推進会議の設置について規定しています。

この部会に最も関連が深いのが資料に朱書きで記載しております第3章、公共的施設等の整備になります。

この公共的施設という言葉ですが、点線枠の中に説明がありますとおり、札幌市福祉のまちづくり条例においては、多数の者が利用する施設を指します。自治体が管理する公共施設のことではございません。多数の方が利用する施設には、不特定の方が利用する病院、ホテルといった施設はもちろん、共同住宅などの特定の方が利用する施設も対象となります。

条例の第3章では、私たちの生活に深く関わるものである、この多数の人が利用する施設について、障がいのある方や高齢の方などが円滑に利用できるよう整備基準を遵守しなくてはならないということを定めています。

なお、具体的な整備基準につきましては、条例第15条第2項で、条例の施行規則で定めることとしております。

この施行規則には、公共的施設の種類、整備項目、整備基準、施設整備の際の手續などが定められております。

一つ目の公共的施設の種類については、先ほど申し上げました病院や学校など、対象となる建築物が定められています。

整備項目と整備基準につきましては、例えば、階段という整備項目であれば、段のある部分の両側に手すりをつけなければならないといったバリアフリーに配慮された基準がありますが、こうした基準が項目ごとに定められております。

最後の施設整備の際の手續につきましては、市内で公共的施設を整備するときには、あらかじめ札幌市に届出が必要であることが書かれています。札幌市役所本庁舎2階に都市局建築指導部という部署がございますので、そこで届出を受けて、基準が適合しているかをチェックし、適合していない場合は助言や指導を行っています。

こうした施行規則で定める内容について、解説や図解などを交えて掲載しているのが施設整備マニュアルになります。

続いて、2「施設整備マニュアルの構成」の説明に移ります。

ここからは、お手元の施設整備マニュアルも使いながらご説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

施設整備マニュアルには、これまでご説明いたしました札幌市福祉のまちづくり条例のあらましですとか、整備基準とその解説、関連資料が掲載されております。

マニュアルの目次をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、2枚目になります。

マニュアルは、三つのパートから構成されています。一つは条例のあらまし、二つ目は整備基準と解説、三つ目が関連資料です。

条例のあらましは、マニュアルでは2ページからになります。

冒頭から、まず、公共的施設の設計者などに知っていただきたい条例の趣旨、4ページからは、整備に当たっての配慮すべき事項が、障がいの種類別に記載されています。

また、10ページからは、条例の対象となる公共的施設が例示されています。

15ページからは、施設を整備する際の手続について、18ページから69ページまでは条例や施行規則が掲載されているものになります。

その後、続いて、マニュアルの二つ目のパート、整備基準と解説が72ページからになります。ここがマニュアルの主要な部分となります。

資料を行ったり来たりで申し訳ありませんが、A3判の資料2にお戻りいただきまして、資料の左下をご覧くださいと思うのですが、マニュアルの82ページに掲載されている利用円滑化経路上にある出入口の構造に関する解説を例に取ってマニュアルの見方をご説明いたします。

まず、利用円滑化経路とは、障がいのある方や高齢の方が円滑に利用できる経路のことを言います。

対象の施設や敷地を通る経路のうち、一つ以上を利用円滑化経路とすることになっています。

赤字の①の整備項目です。出入口幅やその構造など、整備する箇所ごとの基本的な考え方が簡潔にまとめられています。

赤字の②の赤枠の出入口幅についての整備基準は、直接外部につながる外部出入口は90センチメートル以上、それ以外の出入口の幅は80センチメートル以上という説明が記載されています。

③は、望ましい整備です。こちらについては、条例の施行規則で定めている遵守基準ではありませんが、整備する際に配慮すると、より望ましい施設になる整備内容を示しています。出入口の幅を例に取りますと、外部出入口の幅は120センチメートル以上、それ以外の出入口の幅は90センチメートル以上とされています。

④は、整備基準の解説になります。整備の意味や目的、ポイントが示されています。この例では、出入口の幅について、車椅子の通過に配慮したものになっていることが説明されています。

続いて、資料の右上、マニュアル本体では146ページからになるのですが、関連資料が掲載されています。

関連資料には、障がいのある方に配慮された施設であることを示す国際シンボルマークについての説明や、車椅子兼用エレベーターの標準、点字の読み方などが掲載されています。

以上が札幌市の施設整備マニュアルの概要についての説明になりますが、今後の検討の参考にしていただくため、国の建築設計標準に関する最近の動きについてもご説明させていただきます。

資料は、引き続き、右下になります。

まず、国土交通省では、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、建築設計標準というバリアフリー設計のガイドラインを定めております。

これは、先ほどご説明いたしましたとおり、バリアフリー法のマニュアルとしての役割も持っておりまして、直近では令和3年3月に改正されております。

改正の背景には、昨年、1年遅れで開催されました東京オリンピック・パラリンピック競技大会がございます。東京大会の開催を契機とした共生社会の実現が国を挙げて取り組まれていく中で、障がいのある方や高齢の方などの社会参加や外出の機会が促進され、バリアフリーに配慮された環境整備へのニーズが高まり、建物の用途や規模にかかわらず、バリアフリー化をより一層推進していく必要性から改正がなされたものになっております。

主な改正点は3点です。

1点目は、小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方や留意点の充実です。

バリアフリー法で定める整備基準は、適合義務を課している2,000平米以上の比較的大きな建物を標準とした数値になっておりますので、コンビニや薬局など、床面積の小さい施設ほど十分な通路幅を取るスペースがなく、バリアフリー法で定める整備基準を守ることが難しくなります。

そのため、小規模な施設においても、バリアフリーに配慮された整備がされるよう最低限必要な出入口の幅などの基準を示すほか、接遇など、ソフト面の対応によって補完する工夫は例示されております。

二つ目は、重度の障がい、介助者に配慮したバリアフリー設計等に対する考え方や留意点の充実です。

例として、多機能トイレの機能分散化や、適正利用の推進などが取り上げられています。

多機能トイレは、面積も広く、ベビーチェアやオストメイト用設備など、様々な設備が充実しています。そのため、利用者が集中しやすく、広い空間を必要とする車椅子使用者の方が利用することが難しくなっているといった声が多く寄せられています。

また、近年では、異性による介助や性的マイノリティーの方など、男女共用のトイレの設置に対するニーズも高まっているところです。

そのため、国のガイドラインでは、車椅子使用者の方が円滑に使用できる広いトイレを設けることに加えまして、一般用のトイレの中にオストメイト用設備や乳幼児連れの利用者に配慮した設備を設けることで、多機能トイレでなければ利用できない方と、設備さえあれば一般トイレでも問題のない方の利用を分散させることを推進しています。

また、ガイドラインでは、本当に設備を必要としている方のためのトイレであることを示すために、こうした個別の機能を備えたトイレを総称してバリアフリースイートイレと呼んでおります。

最後の3点目は、建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加です。

設計段階から障がいのある方などの意見を取り入れた設計プロセスの事例が紹介されて

います。東京2020オリパラ大会に向けて整備された国立競技場などが例として挙げられております。

私からの説明は、以上となります。

○石橋部会長 非常に多岐にわたる内容でして、ご理解していただくのはなかなか難しいかなとも思っているのです。

今のご説明の繰り返しになるのですが、まずは大きくこのマニュアルの前提となる札幌市福祉のまちづくり条例と、国で定めている上位の法律であるバリアフリー法との関係についてご説明をいただきました。

実際、条例に従って建築物の整備を進めるに当たって、その手引となる資料が今回の検討の対象となっている札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルです。

実は、先ほど申し上げた国のバリアフリー法は、我々には守らないといけない義務があるわけですが、それを守るに当たって、当然、手引となるようなものが必要ではないかというお考えを持っておられる方が出てくると思います。そのマニュアルが先ほど説明していただいた資料2の右側の下にあります建築設計標準というものです。

これは、皆さんにお配りしていませんが、今、東副部会長が示しているもので、実は、私もこんな形でダウンロードをしているのですが、めちゃくちゃ分厚いですよ。読む気をなくしますよね。私は、これを3冊に分けているのですが、こんなに分厚いものがあるのです。

これは、これで、マニュアルがきちりと書かれていて、しっかり整備されているのですが、今回、施設整備マニュアルを整備するに当たりましては、やはり先ほど申し上げたとおり、条例の上位に位置づけられているバリアフリー法及びその実行に当たって、国のマニュアルも眺めながら施設整備マニュアルを考えていかないといけない、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

ちょっと出しっぱった形で私から補足みたいな話をさせていただきましたけれども、特に、公募委員の方など、ふだんこのマニュアルを手にとってご覧になったことがない方は、いろいろ分からない点やご質問があるかと思えます。まず、遠慮なくご質問をお受けしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

宮崎委員、よろしくお願いたします。

○宮崎委員 この建物の基準というのはリフォームするときにも適用しなくてはいけないのか、例えば、福祉事業所を立ち上げるときに、テナントは出入口がもう決まっていたりするのですが、それをバリアフリー法のような感じで、それすらもちゃんと変えなければいけないのか、教えていただきたいです。

○石橋部会長 事務局からお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 、一概に、しなければいけないとか、しなくていいというものではなくて、建物の種類によっても、しなければいけないものと、そうでないものが別に定められています。

○石橋部会長 資料1の右下半分に義務が書いてありますけれども、要するに、ここに挙げられているようなものが法律や条例の対象になっております。それは、国の法律の中では、一部、特別特定建築物という形で指定されているものは、これは守らないと建築すらできないとなっています。ただ、それに載っていないものは好きにしていいいのかというと、そういうわけではなくて、要するに、札幌市の条例の中では罰則義務はないのだけれども、守ってくださいねといったものであったり、札幌市以外のところでは、北海道の条例の対象の中では、一応、努力義務という形になっていると。

これは、ちょっとややこしいのですけれども、建物の種類や、その建物がどこに立地しているのかによっても、守らないといけない場合とか、努力して我々が取り組まないといけない場合も実際にあるとご理解いただいたらいいのかなと思います。

よろしいでしょうか。

○宮崎委員 ありがとうございます。

○石橋部会長 ほかに、ご質問はありますか。本当に素朴な疑問で何でも結構です。

守谷委員、お願いします。

○守谷委員 2,000平米という数字はどれぐらいの規模の建物かというのはイメージが湧かないのですが、その2,000平米の特別特定建築物は、数字だけで決めているのか、それとも、建築物の種類にも適合義務や遵守義務や努力義務というものが適用される場合があるのか、どういうことですか。ただ数字だけなのでしょう。

○石橋部会長 資料1の下をご覧になっていただいたらいいと思いますけれども、特別特定建築物はたしか2,000平米以上となっているのですけれども、それを囲む形で、だいたい色の不特定多数の人、高齢者や障がい者が利用する建築物の中で、例えば、病院、百貨店、マーケット、ホテル、飲食店とございます。ですから、こういう種類の建物のうち、2,000平米以上のものについては適合義務があると読み取っていただいたらいいと思います。

○守谷委員 つまり、罰則義務があるということですね。

○石橋部会長 罰則というか、これを守らないと造れないということです。

ですから、例えば、1,000平米の病院でしたら、この適合義務からは外れてしまいます。造れないわけではないのだけれども、法律上は守ってくださいよというふうになるわけです。

○守谷委員 造れないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○石橋部会長 事務局、僕の説明で合っていますか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 1点、補足させていただきます。

2,000平米以上がどれぐらいなのかですけれども、先ほど東副部会長が見せてくださった国の建築設計標準で目安となるものが出ておまして、例えば、百貨店やショッピングセンター、ホームセンターが2,000平米前後というように目安として考えていた

だければと思います。

例えば、皆さんがよく行かれるコンビニについては、200平米前後になっています。ちょっと大きめの薬局などは500平米前後という基準が示されております。

○石橋部会長 守谷委員、大体、イメージはつきましたでしょうか。

○守谷委員 そうですね。

○石橋部会長 ほかに、ご質問があれば、お受けしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 当然、これをいきなり全部理解するのはやはり難しいと思いますので、また折を見て遠慮なくご質問していただけたらと思います。

取りあえず、今の段階でないのであれば、引き続いて、このマニュアルをどういうふうな形で改訂していくのかといった検討に移りたいと思います。

そこで、事務局より、その検討の目的や改訂をする内容について、ご説明、ご提案をよろしく願いいたします。

○事務局(干場事業計画担当係長) 事務局より、資料3の施設整備マニュアルの改訂方針についてご提案させていただきたいと思います。

まず、1点目、改訂の目的です。

現在の施設整備マニュアルは、条例改定後の平成18年に策定したものです。時間が経過し、様々な建築物が建てられてきた中で、設計者などから、条例の整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられています。

また、整備基準の数値だけでは表せない様々な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進めていくため、設計者の理解を深めていくことや、国が示す新たな考え方を参考に、近年需要が高まっている望ましい設備や整備について周知啓発を行う必要があります。

今回の改訂の目的は、実際にマニュアルをお使いになる設計者の方にとって分かりやすく使い勝手のよいマニュアルにすることです。それによって、条例の基準やバリアフリーへの理解を促進し、誰にとっても使いやすい施設整備を広げていきたいと考えております。

続きまして、改訂の内容について案をお示しさせていただきます。

1点目として、整備基準の解説についての整理です。

解説文や設計のポイントをより分かりやすく、見やすくすることが必要と考えております。例えば、施設整備マニュアルの82ページをご覧ください。先ほどの資料2の左下の図でも結構です。

出入口の構造に関する整備基準になっております。

このうち、戸の構造という整備項目の整備基準に、「戸を設ける場合には、自動ドアその他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと」という記載があります。

この「高低差がない」とは具体的にどの程度なのかと言いますと、札幌市福祉のまちづくり条例に基づく事前の届出においては、車椅子が通行可能な範囲は、段差が2センチメ

ートル以下としています。しかしながら、この2センチメートルという数字は、マニュアルには書かれていません。

全てを数字で表すことができるわけではありませんが、なぜそのような基準が必要なのかということを知りやすく解説することで、適切なバリアフリー設計につながることや、設計者や施工業者への意識啓発も期待できるのではないかと考えております。

2点目としては、整備事例集やバリアフリーチェックの意見反映です。

国の建築設計標準では、障がいのある方などの意見を取り入れた設計を好事例として紹介しております。

札幌市においても公共的施設のバリアフリーチェックシステムという仕組みがあり、札幌市が管理する2,000平米以上の公共的施設の整備においては、高齢の方や障がいの方に、必要なバリアフリー整備や機能が備わっているか、チェックしていただいております。

そして、このマニュアル部会とは別のもう一つの部会で、バリアフリーチェックシステムが適切に実施されているのかということを検証していただいております。

バリアフリーチェックに関する部会活動は第6期から継続して行っていますが、第10期と第11期では、トイレとエレベーターについて、これまでバリアフリーチェックでいただいたご意見を反映した整備事例集を作成しました。こうして積み上げてきたご意見などのうち、整備基準やマニュアルに記載されている望ましい整備を上回る部分をマニュアルへ反映することで、より細やかにバリアフリーに配慮された整備を促進していけると考えております。

3点目は、近年需要が高まっている望ましい設備や整備をマニュアルへ反映することです。

例えば、多機能トイレにあるベビーチェアやオストメイト対応の設備などを一般トイレ内に設けることで機能を分散することは、多機能トイレしか利用できない車椅子の方に対しての配慮として有効です。

こうした内容を守ることを義務とする整備基準にすることは難しい部分もありますが、望ましい整備として周知していくことが今後のさらなるバリアフリーの推進に有益なことと思います。

国の建築設計標準や他都市のマニュアルでは、コラムのような形で掲載するなどの工夫をしていますので、新しいマニュアルにおいても、こうした内容を取り入れてはどうかと考えております。

資料右上、イメージとして、横浜市が定めている条例の施設整備マニュアルをご紹介します。

最後、4点目は、その他の内容として、今回の部会の検討の過程において整理が必要だとされた事項についての掲載を考えております。

事務局からの説明は、以上となります。

○石橋部会長 ただいま、改訂の目的や改訂内容の案について、ご説明、ご提案をいただいたのですが、この説明内容へのご質問でありましたり、追加で部会での検討が必要と思われることについて、もしお考えがございましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一応、委員の皆様にはご理解いただいているとは思いますが、先ほど説明でもありましたとおり、例えば、出入口の幅を80センチメートルから90センチメートルにしたほうがいいのではないかとということではないです。それは、あくまでも条例や施行規則で定まっていますので、そういう内容について検討するというのは今回のこの部会のミッションではございません。

あくまで、この施設整備マニュアルを実際に使うのは、特に東副部会長のようなお立場の計画設計をやっておられる方で、例えば、ある建物をバリアフリー化する際に、どういうやり方があるか、このマニュアルを見て、手がかりにして、では、こういうやり方がいいよねと考えたり判断したりするという使い方が想定されると思います。

それが今回の改訂の目的である設計者にとって使いやすいマニュアルで、それによって、利用者の方もバリアフリー化が行き届いた施設を使う可能性が広がっていくというふうにご理解いただけたらいいのかなと思います。

いかがでしょうか。忌憚のないご意見、ご質問をいただきたいと思います。素朴な内容で結構です。

あまり盛り上がらないと、私から指名をすることになりますので、できれば自発的にいろいろご意見をいただけたら助かります。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員 具体的に、2「改定の内容（案）」①番の整備基準の解説文にかかる整理のところ、高低差がないことというところを具体的な数字で示すというのはとてもいいのではないかなと思います。

やはり、マニュアルを見て何かしなければならぬときは、曖昧な言葉を使うと、どれに当てはめていいのかということ結構迷ったりする面があるので、できるだけ具体的なもので示すと、みんなが迷いなく、間違いなくできるのかなと思いました。

○石橋部会長 東副部会長、実際にマニュアルを使っておられる立場だと思うのですが、何かこのマニュアルに対しての要望や、やはり実際に見るに当たって、ここは分かりにくいよなど、もしそんなエピソードなどが何かあったらお話しいただきたいのですが、いかがですか。

○東副部会長 やはり、条文はすごく分かりづらいですよ。読んでいて文字は読めるのだけれども、何を書いているのか分からないというのがよくあるのです。それを補完するのに、簡単なイラストや図面などを描くと、より分かりやすいかなとは思っています。

例えば、今の例にある戸の構造のところですが、例えば、ドアや引き戸などの床の下の部分が引っ込んでいたり出っ張っていると、車椅子のキャスターが引っかかったり、

視覚障がいの方の杖の障りになると。そういうことをなくすために、できれば真っ平らがいいのだよと。でも、ぎりぎり2センチメートルまでは、一応、段差がないというふうに解釈しますよということをごここで言いたいのだと思うのですが、多分、それを文章だけで書くと、何のこっちゃというふうになってくると思うのですよね。だから、その辺を皆さんが読んでも分かるような言葉に変える、それから、図を足すということで、もっと分かりやすくなるかなと思います。

私もこういうものを解釈するのがすごく苦手な人間ですから、もっと使い勝手のいいものにしていただけると助かります。

○石橋部会長 計画設計をやっておられる実務の方からの意見は、本当に説得力があるお話だと思います。

例えば、今、お話に出た2センチメートルについても、角が取れている2センチメートルなのか、それとも、本当に横から見たときにかくかくの2センチメートルなのかで、これは引っかけ方が全然違ってくると思うのです。そういったものは、我々は、言葉や文章で解するのはなかなか難しいわけでありまして、今、東副部会長がおっしゃったように、それを例えば簡単な図面とかイラストにすることによって、理解のしやすさが随分進むと思います。

そういう充実は、このマニュアルの改訂の中において、やはり重要なミッションになってくるのかなと思いますし、先ほどご提案の中にありました近年需要が高まっている望ましい設備や整備についても、具体的にどういったものを示してあげたら、最近はどういったものがあるのか、北海道以外にも見られるのだな、では、私たちもやってみようかという話にもなるのです。そういった意味で、この改訂の内容の望ましい設備の充実の事例を載せていくというのは非常にいいのかなと私は考えております。

橋本委員、何かあれば、ぜひ。

○橋本委員 ご指名ありがとうございます。

改訂の内容で、①②③とその他というふうに示されていまして、整備基準の解説文にかかる整理は、恐らく、事務局で、次回以降の部会で、この点について、文言を少し整理しようとか、分かりやすくしようというふうにピックアップしていただいているのかなと思ったのです。

多分、バリアフリーチェック等の意見反映も上がってくると思うので、ここも自動的に出てくる感じはするのですが、③の近年需要が高まっているというのは、何となく分かるようで分からない、やや抽象的で、これが部会に課せられている課題かもしれないのですが、この辺りを各委員の先生方のご専門も踏まえて私たちが上げていくものなのか、例えば、もう少し具体的な何か事例がぼんぼん出てきて、それに対応するのか。近年需要が高まっているというのも、それぞれの立場によって違うのかなと思って見ていたので、この辺りについて、どのようなお考えというか、話の進め方になるのか、そこを1点、お願いします。

○石橋部会長 事務局、近年需要が高まっているといったものは、我々はどういうふうに理解したらいいのかというご質問だと思います。お考え、ご回答をお願いしますでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） まず、今段階で明確に決めているものではないのですけれども、札幌市福祉のまちづくり条例自体の整備マニュアルもできてから大分たちますので、それ以降に示されている国のガイドラインから要点を把握したり、やはり札幌市においては、当事者の方からご意見をいただいているバリアフリーチェックについては、他都市や国にも書かれていないような、本当に細やかな意見が出されていますので、そういったところから必要なものがあるのかどうか、まず、事務局でも精査した上でお伝えしていきたいと思っております。

そういった案もお示ししながら、委員の皆様からいろいろ教えていただければと思っています。

○石橋部会長 橋本委員、いかがでしょうか。

○橋本委員 非常に分かりやすかったです。ぜひそれぞれの専門家が委員としていらっしゃるの、この辺りでまたいろいろ議論ができればいいかなと思って聞いていました。

○石橋部会長 ほかに、意見はございませんでしょうか。

浅香委員、このマニュアルの改訂に期待することとか、何でも結構ですので、ご意見をいただけたらと思いますが、いかがですか。

○浅香委員 この改訂方針案の②の整備事例集やバリアフリーチェック等の意見反映ということですが、幸い、札幌市は、札幌市が建てる公共的建築物については、ほとんどバリアフリーチェックをさせていただいているのです。

ただ、例えば、数年前にできた道議会庁舎や、これから造られようとしている札幌の新幹線の駅舎について、どこまで立ち入ることができるのか。札幌市として、また、バリアフリーチェック者としての立ち位置も、ある程度、この中で反映させていただければ、要するに、民間施設や、他の行政区分のバリアフリーチェックをどうするかもマニュアルの方針の中に入れていただければありがたいかなと思っています。

どういうふうに入れるかというのはこれからの議論になると思うのですが、北海道の議会庁舎は、道の関係の方に聞いても、当事者の意見を聞かれたというのは一言もありませんでしたので、そういう点は不備かなというふうに当事者団体としては思っていたところでは。

○石橋部会長 事務局、今のご意見について、ご回答していただくことはできますでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） バリアフリーチェックを民間に適用するかどうかというところをマニュアルに記載できるのかというのは課題とさせていただきたいと思っております。

ただ、札幌市のバリアフリー基本構想の中には、札幌市の施設も含めて、民間も含めて、

当事者の声を聞くというところも推奨しているという記載もありますので、浅香委員からいただいた道議会庁舎、新幹線の駅舎も含めて、札幌市で関わっている民間の施設については、庁内の関係部局にも情報提供や働きかけをしていきたいと思っています。

全く答えになっていなくて申し訳ありません。

○石橋部会長 これはまだ思いつきレベルで、これから議論の中でアイデアがいろいろ出てくるかもしれないのですけれども、今のところ、これはグッドプラクティスを挙げる、要するに、望ましい事例を挙げるという考えですよ。

実は、最近、大学の中では、失敗学という学問領域も提唱されていまして、うまくいかなかった、でも、それは何でいかなかったのかといったことを事例として分析して、次のいい施設づくりとか、いいものづくりに回していこうという考え方もあるのです。

これは、やはり事務局サイドからしたら、かなり勇気の要る大きな決断になるかどうかと思うのですけれども、必ずしも、世の中はいいことだらけではなくて、いいことの裏側には、いろいろな失敗とか、うまくいかない話もかなりあるわけであって、そこをある程度どういうふうに考えたらいいのか、私個人の思いですけれども、そういうのもあってもいいのかなとは考えています。

これは、今の浅香委員の道議会のお話を伺っていて私の思ったところですので、コメントも要りませんし、重く受け止めていただかなくて結構です。

次に、社協の立場から、菱谷委員、ございますでしょうか。

○菱谷委員 私は、実務面では施設整備や建築部分には全く携わっていないので、どういう観点でお話ししたらいいのか、戸惑うところはあるのですが、今の事務局の説明などで、この改訂の内容の方向性というのは理解をさせていただきました。

それでいきますと、これをいろいろ改訂することによって、例えば、札幌市のまちづくりが、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点、ノーマライゼーションの観点で、もっともっと進んでいくまちになっていくのだろうなというふうに願いを込めて資料を眺めていたところでございます。

今、世間でもいろいろ議論されていますとおり、オリンピックやパラリンピックのまちづくりの部分もありますけれども、どちらの方向にかじを切るにせよ、札幌がこういった部分で誇れるまちだというふうに進んでいくことについて、こういった一つ一つのマニュアルの改訂または方針というものがいろいろ役立っていくのだろうなと思って読んでいました。

それで、すごく瑣末な質問で本当に恐縮ですけれども、さっきの資料3の③番で、近年需要が高まっている望ましい設備というのは僕もぴんとこなかったし、トイレの機能分散等の望ましい整備ということについても、さっきも質問が出ていたのですけれども、少し言葉を足してご説明いただければありがたいなと思って読んでいました。

○石橋部会長 事務局で、もう少しご説明を加えることはできますでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 近年需要が高まっている望ましい整備の具体例とし

ては、ユニバーサルシートというのが国のガイドラインでも記載されております。このユニバーサルシートというのは、お子様のおむつ替えに使うようなものではなくて、大人の障がいのある方が衣服を直したり、おむつを替えるときに使う大型のベッドになります。かなり大きなベッドになりますので、トイレに相当広いスペースがなければ、なかなかつけられないものになります。

あとは、トイレの機能分散についても、多機能トイレ自体にはいろいろな設備がついているために、お子さんが多い方たちが何人も一緒に入ってしまった、本当に車椅子の方が使いたいときに使えないということが非常に問題となっていました。それで、例えば、お子さんのベビーチェアは一般用トイレの中に一つブースを設けるですとか、オストメイトの機能を多機能トイレに入れるのではなくて、一般用トイレの一つの個室のブースに設けるなど、個別に機能を分散させていくことで、多機能トイレしか使えない車椅子の方、広いスペースを使うような方がきちんと使えるようにしていくというのがトイレの機能分散の考え方になります。

それ以外の望ましい設備としては、知的、発達、精神の障がい者の方のための区画整備された観覧席など、障がいの特性などに応じ、多様なニーズがありまして、今はいろいろな例がすぐに出てこないのですけれども、こういった多様方に配慮したものを望む意見が出てきているところでございます。

○石橋部会長 確かに、多機能トイレの話は分かりにくいので、例えば、事務局で国の建築設計標準にある多機能トイレの概念や考え方を抜粋して、各委員に資料として後でお配りするというのはいかがでしょうか、できますか。

○事務局（干場事業計画担当係長） お送りします。

○石橋部会長 菱谷委員、それをまた見ていただければと思います。

○菱谷委員 分かりました。それを読ませていただきまして、理解を深めたいと思います。

1点、確認ですけれども、今のご説明の中で出てきた、いわゆる多機能トイレは、例えば、ベビーチェアや、オストメイト、車椅子など、いろいろなことを考えられると思うのですけれども、実態がどういうふうになっているかというデータはあるのでしょうか。勉強不足で恐縮でございますが、教えてください。

○石橋部会長 札幌市における使われ方という話ですよ。

○菱谷委員 配置実態というか、設置実態というイメージ、精緻ではなくてもいいのですけれども、あるのでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 今、手持ちではありませんので、後ほどお示しできるものはお渡ししたいと思うのですけれども、例えば、トイレの整備について、市有施設であれば、今、バリアフリースイートを計画的に配置しているところがあります。多くは地下鉄駅などの旅客施設的なところですが、計画的に配置しておりますので、そういったもので数字をお示しできるものがあれば、計画の進捗もお伝えできるかと思います。

そのほか、公立の小学校や中学校についてもバリアフリースイートの設置をしているとこ

ろがあるかと思しますので、そういった市有施設については数字があるかなと思います。

民間のものについては、札幌市内の状況というのは把握できておりません。

○石橋部会長 そういご回答ですけれども、よろしいでしょうか。

○菱谷委員 ありがとうございます。

○石橋部会長 先ほどご提供をお願いした資料と同時に、その辺の整備状況についても、可能な範囲で結構ですので、後ほど追加資料としてご対応をよろしくお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 承知しました。

○石橋部会長 ほかに、ご意見、ご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

非常に恐縮ですが、今度、マニュアルで書かれたことを守らないといけないというお立場であるバス協会の野川委員、何かございますでしょうか。

○野川委員 今、施設のバリアフリー化のマニュアルということですがけれども、実は、バス事業者でターミナルを自前で持っているところはほとんどないのです。札幌で言いますと、中央バスのターミナルがありますけれども、あそこは中央バスの自前です。

ただ、札幌駅前となると、バス会社の持ち物ではないのですよね。ターミナルの施設管理会社がまた別にあります。麻生など、いろいろな地下鉄に直結しているところについても、これはバス会社の持ち物ではないので、バス会社が独自で改修していくということはなかなか難しいところがございます。

我々が把握してから、マニュアルにどう反映させていったらいいのかなと考えてはいるのですが、施設管理者との部分がありますので、その辺はバスだけでは進めるのがなかなか難しいのかなと感じております。

○石橋部会長 利用者のお立場といたしますか、当事者のお立場で、例えば、長江委員や風間委員、ご意見がもしあればお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○長江委員 私も建築となると、どちらかといったら、あまり分からない部分だったのですが、先ほど、皆さんのお話をいろいろ聞いた中で、ユニバーサルシートについて、たまたま私たちは、まだ劇団四季が会場を持っていたときに団体で行かせていただいたのです。劇団四季の劇場の一番後ろのところに、ちょっと声を出してしまったり、赤ちゃんが泣いたりというときのために、ガラス張りの一回外に出たところから見られる場所があったのです。

やはり、知的障がいの子たちは、どうしても声を出してしまうというのがあって行けないのです。子どもたちは、決して嫌で声を出しているわけではなくて、楽しくなってしまうと声を出すというのもあるので、団体で行っても、個人で行っても、そこを利用することができますよと声をかけましたら、毎回毎回結構参加してくれて、すごく楽しかったです、今までは見に行ったりはできなかったのですという声がありました。

私たちもですけれども、赤ちゃん連れのお母さんも結構いたので、やはり、今後、札幌市内で観劇ができる場所では、こういうシートや場所があるとうれしいなと思います。

それから、私の子どもの場合は知的ですから、やはり先ほど言われたような、目で見て

分かる説明だとすごく理解しやすいのです。先ほどのちょっとというよりは、1センチメートルから2センチメートルの間だったらいいですよという形で言っただけだと分かりやすいので、今後、何かそういうものに携わってできたらいいなと思っています。

○石橋部会長 今、ご紹介いただいたとおり、当然、当事者の方々は、いい事例の情報を非常にたくさんお持ちだと思います。これは、道内、札幌市内に限らず、全国でも、海外でも、いいものはやはりいいということで、マニュアルの改訂づくりの中で積極的にご紹介いただきたいと思ひますし、期待していますので、よろしくお願ひいたします。

風間委員、何かご意見はございませんでしょうか。

○風間委員 私どもは、先ほどお話があった使う立場ですけれども、札幌市も超高齢化社会に移ってしまひて、私どもの組織の中に、福祉に関する検討委員会を毎年設けていますので、せつかくこういう委員会に所属させていただきましたので、ここで話し合われた内容についても持ち帰って、勉強させていただきたいと思ひております。

○石橋部会長 今、こういうことをやっているのだよと所属されておられる各団体の中で話題にさせていただいて、そんなことをしているのであれば、これは話のネタになるのではないかとこともぜひ積極的にこの部会へ持ち帰っていただいて、ご提供いただいて、よりよい部会にしたいなと思ひております。

大体、今まで各委員に一言ずつご意見をいただいたと思ひますけれども、大丈夫でしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 もしあれば、また後でいただきたいと思ひますけれども、ひとまず先に進めさせていただきたいと思ひます。

そうしましたら、おおむねご賛成いただいたと思ひますので、こういう案に従って進めるとしたら、今後の具体的な活動スケジュールはどうなのかと思ひになられる方がいらっしやると思ひます。

その辺りを事務局からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局(干場事業計画担当係長) 事務局より、今後の活動スケジュールについてご説明させていただきます。

本日の第1回部会では、施設整備マニュアルの改訂に向けて改訂内容をご審議いただいているところでございます。

第2回の部会につきましては、9月頃の開催を考えております。少し時間が空いてしまひますが、本日、皆様にごいただいたご意見などを整理させていただきながら、全体構成やマニュアルに反映させる具体の内容について、事務局案をお示ししたいと考えております。

また、スケジュール表の第3回と第4回の間ところに四角囲みで設計者から意見聴取とありますが、使いやすいマニュアルにするためには、実際に手にする設計者の方から意見を聞くことも必要だと考えておりますので、意見聴取を行うための方法や内容につきましても、第2回の部会でご検討いただければと思ひております。

第3回部会は、12月頃を予定しております。ここではまだ粗い段階のものと思われませんが、事務局よりお示しする改訂案のたたき台について、皆様からご意見をいただければと思っております。

その後、皆様のご意見を反映した改訂案について、設計者の方などからご意見を聴取して、第4回部会において、それらの意見を踏まえた改訂案を検討していただきたいと考えております。

その後は、最終版の確定に向けて、令和5年度は2回程度開催しまして、令和5年8月に開催する全体会議で改訂案を報告、ご承認いただくという流れを考えているところでございます。

部会の審議状況によっては、開催の時期や回数は変動する可能性がございますため、検討スケジュールはあくまで現時点の予定としてご理解いただければと思います。

なお、皆様の任期終了後になる見込みではありますが、印刷した冊子については、市政刊行物コーナーで販売するほか、改訂したマニュアルを広く皆様にお使いいただけるように札幌市の公式ホームページ上でもデータを公開する予定でございます。

事務局からの説明は、以上となります。

○石橋部会長 ただいまの検討スケジュールについて、ご質問やご意見がありましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

やはりボリュームがありますので、結構時間がかかることについてはご理解いただきたいと思っております。

それと、ご説明にもありましたとおり、計画設計者の方からの意見聴取をぜひ挟みたいというご提案でした。やはり先ほどの目的でもありましたとおり、計画設計者の方が使いやすいものであるといったところが大きなミッションになろうかと思っておりますので、意見の聴取の仕方についても、皆様方からぜひご意見をいただきたいということがスケジュールの中に盛り込まれております。

ご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 ありがとうございます。

おおむねこういう形で進めさせていただくといったところで、ご了解いただけたと考えております。

そうしましたら、予定していた議題については以上でございます。

最後に、全体を通してご意見、ご質問がもしあればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は全て終了となります。

皆様、長時間にわたりまして、むちゃ振りもさせていただいたのですけれども、ご意見

をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

そうしましたら、事務局へ進行をお返ししたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 本日は、ありがとうございました。

石橋部会長、円滑なご進行をいただき、本当に感謝しております。

以上で、第1回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会は閉会させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。また、今後もよろしくお願いいたします。

以 上